

令和6年度  
山辺町水質検査計画  
(簡易水道)

山 辺 町

## 目 次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由
  - (1) 採水場所
  - (2) 検査項目
  - (3) 検査頻度
5. 水質検査方法
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の自己／委託の区分
8. 水質検査計画及び検査結果の公表

## 令和6年度 山辺町水質検査計画

### 1. 基本方針

平成15年5月に水質基準に関する厚生労働省令が改正され、平成16年4月1日から水質基準項目が46項目から50項目に、平成26年4月1からは51項目へと検査項目が追加され、水質基準強化が図られています。

また、平成15年9月の水道法施行規則の一部改正（平成16年4月1日施行）により、毎事業年度の開始前に、水道水質検査計画を策定し、公表することが義務付けられました。

山辺町では、この改正に合わせて町民に安全で良質な水道水を安心してご利用いただくために山辺町水質検査計画（簡易水道）を策定します。その基本方針を以下に示します。

- （1）検査地点は、水質基準が適用される給水栓（蛇口）及び原水とします。
- （2）検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目、毎日検査項目及びその他水質管理に必要な項目とします。
- （3）検査頻度は、水源の種類、検査する項目のこれまでの検出状況などを考慮して定めます。

### 2. 水道事業の概要

山辺町での各水道事業の概要を表1に示します。

表1 水道事業の概要

事業名	水源	浄水処理方法	処理能力 (m <sup>3</sup> /日)	給水区域
築北簡易水道	湧水 (雷湧水池)	塩素消毒	334	大字築沢、大字北作の一部
大蕨簡易水道	表流水 (玉虫沼)	急速ろ過	200	大字大蕨、大字北作の一部、 大字大塚の一部

### 3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

当町には2つの簡易水道施設があります。築北簡易水道の水源は湧水であり、水質検査の結果については良好で、塩素滅菌のみの対応ではありますが水質基準を十分満たす水道水を提供しています。

大蔵簡易水道の水源は玉虫沼の表流水ではありますが、急速ろ過法により適正に浄水を行うことで水質基準を十分満たしております。

いずれの施設についても、水質基準を遵守し安全で良質な水道水を供給しております。

### 4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

#### (1) 採水場所

採水場所については、各水道の取水場所は1ヶ所であることから、原水に関して2ヶ所（築北簡易水道：雷湧水池、大蔵簡易水道：玉虫沼）  
浄水に関しては、各水道の蛇口から2ヶ所（築北簡易水道：役場作谷沢支所、大蔵簡易水道：役場中支所）の計4ヶ所からの採水とします。

#### (2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている毎日検査項目、水質基準項目について検査を行います。

#### (3) 検査頻度

別表に検査頻度を示します。

指標菌検査（原水）については、築北簡易水道は毎月、

大蔵簡易水道は3ヶ月毎に実施します。（6月、9月、12月、3月）

### 5. 水質検査方法

国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等）によって行います。

### 6. 臨時の水質検査

水源等で、以下のような水質変化があり、水質基準値を超えるおそれがある場合には、臨時の水質検査を行います。

(1) 水源の水質が著しく悪化した時

(2) 水源付近、その周辺において消化器系伝染病が流行している時

(3) 浄水過程に異常があった時

(4) その他、水道施設が汚染されるなど、給水栓水が水質基準値を超えるおそれがある場合

7. 水質検査の自己／委託の区分

水質検査は、水道法第20条第3項による厚生労働大臣の登録を受けたものに委託して行います。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画に基づき水質検査を行い、結果については役場作谷沢支所及び中支所に掲示いたします。

令和6年度 検査項目及び頻度並びにその理由(築北簡易水道)

No.	検査項目	法令基準		計画回数 給水栓	計画回数 原水	検査回数を削減する理由
		法令年間 基本回数	回数減可			
1	一般細菌	12		12	1	
2	大腸菌	12		12	1	
3	カドミウム及びその化合物	1	●	1	1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
4	水銀及びその化合物	1	●	1	1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
5	セレン及びその化合物	1	●	1	1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
6	鉛及びその化合物	1	●	1	1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
7	ヒ素及びその化合物	1	●	1	1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
8	六価クロム化合物	1	●	1	1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
9	亜硝酸態窒素	1	●	1	1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4		4	1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	●	1	1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
12	フッ素及びその化合物	1	●	1	1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
13	ホウ素及びその化合物	1	●	1	1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
14	四塩化炭素	1	●	1	1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
15	1, 4-ジオキサン	1	●	1	1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン 及トランス-1, 2-ジクロロエチレン	1	●	1	1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
17	ジクロロメタン	1	●	1	1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
18	テトラクロロエチレン	1	●	1	1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
19	トリクロロエチレン	1	●	1	1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
20	ベンゼン	1	●	1	1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
21	塩素酸	4		4		
22	クロロ酢酸	4		4		
23	クロロホルム	4		4		
24	ジクロロ酢酸	4		4		
25	ジブロモクロロメタン	4		4		
26	臭素酸	4		4		
27	総トリハロメタン	4		4		
28	トリクロロ酢酸	4		4		
29	ブロモジクロロメタン	4		4		
30	ブロモホルム	4		4		
31	ホルムアルデヒド	4		4		
32	亜鉛及びその化合物	1	●	1	1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
33	アルミニウム及びその化合物	1	●	1	1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
34	鉄及びその化合物	1	●	1	1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
35	銅及びその化合物	1	●	1	1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
36	ナトリウム及びその化合物	1	●	1	1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
37	マンガン及びその化合物	1	●	1	1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
38	塩化物イオン	12		12	1	
39	カルシウム、マグネシウム等	1	●	1	1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり、1年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
40	蒸発残留物	1	●	1	1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり、1年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
41	陰イオン界面活性剤	1	●	1	1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
42	ジェオスミン	藻の発生時期 に月1回	●	1	1	原水において原因藻類の発生が少なく、過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがないため検査を省略することができるが、安全を期すため。
43	2-メチルイソボルネオール	藻の発生時期 に月1回	●	1	1	原水において原因藻類の発生が少なく、過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがないため検査を省略することができるが、安全を期すため。
44	非イオン界面活性剤	1	●	1	1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり、1年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
45	フェノール類	1	●	1	1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12		12	1	
47	pH値	12		12	1	
48	味	12		12	1	
49	臭気	12		12	1	
50	色度	12		12	1	
51	濁度	12		12	1	
	指標菌				12	
	クリプトスポリジウム・ジアルジア				4	

※原水については、年1回以上検査を実施することとされています。但し、21~31については消毒を行ったときに生成するもので、原水では検査しません。

※指標菌検査はクリプトスポリジウム等の指標となる2項目について毎月実施します。

※原虫検査はクリプトスポリジウム及びジアルジアについて3ヶ月に1回実施します。

令和6年度 検査項目及び頻度並びにその理由(大蔵簡易水道)

No.	検査項目	法令基準		計画回数 給水栓	計画回数 原水	検査回数を削減する理由
		法令年間 基本回数	回数減可			
1	一般細菌	12		12	1	
2	大腸菌	12		12	1	
3	カドミウム及びその化合物	1	●		1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
4	水銀及びその化合物	1	●		1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
5	セレン及びその化合物	1	●		1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
6	鉛及びその化合物	1	●		1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
7	ヒ素及びその化合物	1	●		1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
8	六価クロム化合物	1	●		1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
9	亜硝酸態窒素	1	●		1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4		4	1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	●		1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
12	フッ素及びその化合物	1	●		1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
13	ホウ素及びその化合物	1	●		1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
14	四塩化炭素	1	●		1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
15	1,4-ジオキサン	1	●		1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	●		1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
17	ジクロロメタン	1	●		1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
18	テトラクロロエチレン	1	●		1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
19	トリクロロエチレン	1	●		1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
20	ベンゼン	1	●		1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
21	塩素酸	4		4		
22	クロロ酢酸	4		4		
23	クロロホルム	4		4		
24	ジクロロ酢酸	4		4		
25	ジブロモクロロメタン	4		4		
26	臭素酸	4		4		
27	総トリハロメタン	4		4		
28	トリクロロ酢酸	4		4		
29	ブロモジクロロメタン	4		4		
30	ブロモホルム	4		4		
31	ホルムアルデヒド	4		4		
32	亜鉛及びその化合物	1	●		1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
33	アルミニウム及びその化合物	1	●	4	1	
34	鉄及びその化合物	1	●		1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
35	銅及びその化合物	1	●		1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
36	ナトリウム及びその化合物	1	●		1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
37	マンガン及びその化合物	1	●		1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
38	塩化物イオン	12		12	1	
39	カルシウム、マグネシウム等	1	●		1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
40	蒸発残留物	1	●		1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
41	陰イオン界面活性剤	1	●		1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
42	ジェオスミン	藻の発生時期 に月1回	●	1	1	原水において原因藻類の発生が少なく、過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがないため検査を省略することができるが、安全を期すため。
43	2-メチルイソボルネオール	藻の発生時期 に月1回	●	1	1	原水において原因藻類の発生が少なく、過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがないため検査を省略することができるが、安全を期すため。
44	非イオン界面活性剤	1	●	1	1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり、1年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
45	フェノール類	1	●		1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であり、3年に1回に検査頻度を減らすことができるため。
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	●	12	1	
47	pH値	12	●	12	1	連続的に計測及び記録しており、3ヶ月に1回に検査頻度を減らすことができるため。
48	味	12	●	12	1	
49	臭気	12	●	12	1	
50	色度	12	●	12	1	
51	濁度	12	●	4	1	連続的に計測及び記録しており、3ヶ月に1回に検査頻度を減らすことができるため。
	指標菌				4	

※原水については、年1回以上検査を実施することとされています。但し、21～31については消毒を行ったときに生成するもので、原水では検査しません。

※指標菌検査は3ヶ月に1回実施します。